

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
自殺予防総合対策センターWHO 協力センター設置要綱

(目的)

第1条 わが国及び国際的な自殺対策の発展に貢献するため、世界保健機関（WHO）西太平洋事務局の指定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センター内に自殺予防の研究およびトレーニングのための WHO 協力センターを設置する。

(業務)

第2条 WHO 協力センターは、次の業務を行う。

- (1) 自殺関連行動に関する疫学的な情報の収集とモニタリングと、研究成果、技術的ツールおよび報告の普及。
- (2) 政治、行政、保健医療従事者、その他の関係者（教員、警察、メディア、一般住民など）への自殺と自殺予防に関する教育および情報の提供。
- (3) 日本や西太平洋地域における、自殺に関する研究と自殺予防対策における利害関係者のネットワークの構築。
- (4) 国および地方自治体における自殺予防計画の採択、実施、継続的な評価の奨励。
- (5) 自殺予防に関する会議、イベント、活動の支援。

(WHO 協力センター長)

第3条 WHO 協力センターに、センター長を置く。

- 2 WHO 協力センター長は、自殺予防総合対策センター長が務める。

(構成)

第4条 WHO 協力センターは、センター長のほか、自殺予防総合対策センター所属の研究者等をもって構成する。

- 2 WHO 協力センターの業務を円滑に進めるため、WHO 協力センター長は、国内外からアドバイザー若干名を指名することができる。

(事務局)

第5条 WHO 協力センターの事務局は、自殺予防総合対策センターに置く。

(経費)

第6条 WHO 協力センターの経費は、運営費交付金、公的研究費、その他をもって充てる。

(その他)

第7条 WHO 協力センターの運営に関して必要なことは、別途これを定める。

附則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。